

○総務省令第四十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

総務大臣 片山 善博

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設

備を用いるものを含む。)に限る。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの(当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。)であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金(利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。)をいう。以下同じ。)の額(当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約(以下「他の役務契約」という。)が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が、第一号イに掲げる電気通信役務(適格電気通信事業者が提供するものに限る。)のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。)の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住宅

用基本料金」という。)の最高額を超えない額で提供されるもの

(2) 地方公共団体(地方公共団体が出資する法人を含む。)が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供される光電話役務であつて、(1)に規定する基本料金の額が、月額住宅用基本料金の最高額に当該額の二割に相当する額を加えた額未満で提供されるもの

(3) 光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて(1)又は(2)に規定する光電話役務に相当するものとして別に告示で定めるもの

ロ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(イに該当する電気通信役務に係るものに限る。)に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。)

第十四条の次に次の一条を加える。

(基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法

、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二條の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条から第二十二條までを削る。

第二十二條の二を第二十一条とし、第二十二條の二を第二十二條とし、同條の次に次の一条を加える。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二 法第二十五條第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二百一十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四條第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同條第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五條第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四條第一号に規定する電気通信役務に代えて同條第三号に規定する電気通信役務により行おうとする場合に

は、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

第二十七条の二第二号ハ中「（平成九年郵政省令第八十二号）」を削る。

第二十七条の五第二号中「限る」を「限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く」に改め、同条第九号イ中「レ」を「ソ」に改め、同号へ中「ホ」を「チ」に改め、同号中へをりとし、ホの次に次のように加える。

ヘ インターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ト インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

チ インターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

第四十条の四の二第一項中「第十四条第一号ハ及び第二号ハ」を「第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロ」に改める。

第四十条の六第一号中「第十四条第一号」を「第十四条第一号及び第三号」に、「当該基礎的電気通信役務」を「第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務」に、「を提供すること」を「のいずれかを提供すること」に改める。

様式第十二の五の次に次の一表を加える。

様式第 12 の 6 (第 14 条の 2 関係)

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(白筆で記入したときは、押印を省略でき  
きる。法人にあつては、名称及び代表  
者の氏名を記載することとし、代表者  
が白筆で記入したときは、押印を省略

できる。)



連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法施行規則第 14 条第 3 号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第 166 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 14 条の 2 の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第 14 条第 3 号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供 (変更) を行う区域	

その他参考となる事項	
------------	--

注 1 電気通信事業法施行規則第 14 条第 3 号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

2 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第 14 条第 3 号に規定する基礎的電気通信役務について記載すること。

3 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

4 参考となる資料があれば添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
様式第十五の次に次の一表を加える。

様式第 15 の 2 (第 22 条の 2 第 2 項関係)

基礎的電気通信役務提供区域等報告書



年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 25 条第 1 項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第 14 条第 1 号に規定する電気通信役務に代えて同条第 3 号に規定する電気通信役務により提供する区域

等について、電気通信事業法第 166 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 第 2 項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第 14 条第 3 号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注 1 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

2 参考となる資料があれば添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式紙三十三号「第 14 条第 1 号に掲げる基礎的電気通信役務に係る」や「第 14 条第 1 号及び第 3 号に掲げる基礎的電気通信役務に係る」並びに「における第 14 条第 1 号」や「における第 14 条第

1号又は第3号」に改める。  
 様式第三十八の二の第一表を次のように改める。

第1表 第14条第1号から第3号までに掲げるもの

役 務 の 細 目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要					
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用							
1 第14条第1号に掲げるもの										
						(1) 同号イに掲げるもの				
						(2) 同号ロに掲げるもの				
(3) 同号ハに掲げるもの										

2 第14条第2号に掲げるもの	るもの								
	小計								
	(1) 同号イに掲げるもの								
	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								

3 第14条第3号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの								
	(2) 同号ロに掲げるもの								
合計	小計								

様式第三十八の二の第一表注1(2)中「第14条第1号ハ及び第2号ハ」を「第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロ」に改める。

(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第二条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 アナログ電話用設備」を「第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信

設備」に改める。

第三条第二項第六号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

第五十二条に次の二項を加える。

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同項（第一号を除く。）中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、同項第一号中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有する

アナログ電話用設備」と、同項第二号及び第三号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「基礎的電気通信設備」の下に「（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。）」を加え、同条第四項中「アナログ電話用設備」の下に「及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、基礎的電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。次項において同じ。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の十二の規定中「当該電気通信回線設備」とあるのは「当該電気通信設備」と読み替えるものとする。

6 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第三条 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第十四中「営業利益を記載すること」とし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、**禁煙**にその旨を記載することに改める。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第四条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総合デジタル通信サービスの項中「様式第一」を「様式第一及び様式第四」に改め、同表様式番号の欄中「様式第五」を「様式第四及び様式第五」に改める。

様式第四を次のように改める。

様式第4 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別優先電話契約数

年3月31日現在

サービスの種類



事業者名 \_\_\_\_\_

都 道 府 県	契 約 数
合 計	

注 1 優先電話（電気通信事業法施行規則第 56 条第 1 号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、IP 電話、携帯電話又は PH S をいう。）について記載すること。

2 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第五を次のように改める。

様式第五（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年 月 日現在

サービスの種類          I P 電話

事業者名 \_\_\_\_\_

利 用 数


- 注 1 I P 電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
- 2 電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。

と。

3 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する電気通信役務を提供している場合には、これを再掲すること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合は、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

##### (経過措置等)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供している者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から三月以内に、次に掲げる手続を行わなければならない。この場合において、当該手続が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

一 新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出

二 新施行規則第十四条の二に規定する様式第十二の六の書類の報告（当該電気通信役務の提供に

関し、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合に限る。）  
3 当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。

4 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。

5 この省令による改正後の電気通信事業報告規則様式第四については報告期限が平成二十四年四月一日以降である報告から適用し、同規則様式第五については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

6 この省令による改正後の電気通信事業会計規則別表第二様式第14は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（検討）

7 総務大臣は、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うとともに、

この省令の施行後三年を目途として新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正)

- 8 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第十四条各号」を「第十四条第一号及び第二号」に改める。